

平成25年9月4日招集

茂原市議会定例会会議録（第5号）

議事日程（第5号）

平成25年9月19日（木）午後1時00分開議

第1 議案並びに陳情の総括審議

第2 発議案第1号の上程説明並びに審議

第3 所管事務調査のための委員派遣の件

茂原市議会定例会会議録（第5号）

平成25年9月19日（木）午後1時00分 開議

○議長（腰川日出夫君） ただいまから本日の会議を開きます。

現在の出席議員は24名であります。したがって、定足数に達し会議は成立しました。

————— ☆ ————— ☆ —————

議長の報告

○議長（腰川日出夫君） ここで報告します。

去る13日の本会議で設置されました決算審査特別委員会は、同日、本会議終了後、委員会を開会し、正副委員長の互選を行った結果、委員長に矢部義明君、副委員長に山田広宣君をそれぞれ選出しました。

次に、今定例会において審査を付託しました案件について、各委員会から審査結果の報告がありましたので、一覧表にしてお手元に配付しました。

また、お手元に配付のとおり、本日、市長から、地方自治法第180条第1項の規定により、市長において専決処分することができる事項として、損害賠償額の決定及び和解に関する事について、専決処分した旨の報告がありました。

以上で報告を終わります。

————— ☆ ————— ☆ —————

議事日程

○議長（腰川日出夫君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりでありますので、それにより御了承願います。

————— ☆ ————— ☆ —————

議案並びに陳情の総括審議

○議長（腰川日出夫君） それでは、これより議事日程に基づき議事に入ります。

議事日程第1「議案並びに陳情の総括審議」を議題といたします。

まず、今定例会にその審査を付託しました案件について、各委員長から審査の経過並びに結果について報告を求めます。

最初に、総務委員会委員長 深山和夫君から報告を求めます。

（総務委員会委員長 深山和夫君登壇）

○総務委員会委員長（深山和夫君） 総務委員会の報告を申し上げます。

本委員会は、今定例会において付託されました議案4件について、13日本会議終了後、関係職員の出席を求め、慎重に審査いたしましたので、その審査の経過並びに結果について報告いたします。

初めに、議案第1号「平成25年度茂原市一般会計補正予算（第2号）」について申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ16億7639万5000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ280億6044万4000円にしようとするものであります。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「小学校のトイレの改修については、多くの要望が寄せられているが、今回の補正予算に計上されているのか」との質疑に対し、「小学校のトイレの改修工事については、小学校施設整備事業に計上しており、耐震補強工事にあわせて実施する」との答弁がありました。

次に、「交通安全施設管理費の増額理由は」との質疑に対し、「昨年度に実施した通学路における緊急合同点検において指摘のあったもののうち、未対応であった中学校周辺の区画線の整備を行うものである」との答弁がありました。

次に、「学校周辺の交通安全施設の整備は、今回の補正で完了するのか」との質疑に対し、「今回の補修にて小中学校周辺の交通安全施設の整備はおおむね終了する予定である」との答弁がありました。

次に、「観光ガイドブックの作成について予算化した理由は」との質疑に対し、「圏央道の開通を機にリニューアルしたガイドブックが必要となったため、急遽予算化するものである」との答弁がありました。

次に、「災害対策コーディネーター養成講座業務委託の内容は」との質疑に対し、「人材の育成及び地域防災力の向上を図るため、50名規模の災害対策コーディネーターの養成を目指し講座を開設するもので、講師2名による3日間の講座を業務委託するものである」との答弁がありました。

次に、「緊急雇用創出事業の内容は」との質疑に対し、「空き家など危険建築物等の所有者に対し、適正な管理を指導するための基礎資料を作成することを目的とし、実態調査を行うものである。これにより、雇用期間5か月程度、12名の新規雇用を見込んでいる」との答弁がありました。

また、委員より、「交通事故防止の観点から、また、市民要望も多いことから、学校周辺以外の区画線についても整備されたい」との意見がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第1号は全員異議なく原案のとおり可決することと決定いたしました。

次に、議案第7号「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

本案は、市が職員を派遣できる団体としていた茂原市土地開発公社の解散に伴い、当該団体を職員を派遣できる団体から削除するものであります。

審査の過程において、「職員を派遣できる公益的法人の定義と他市の状況は」との質疑に対し、「職員を派遣できる公益的法人は、法益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律により、一般社団法人・一般財団法人・地方独立行政法人等のうち、地方公共団体の事務事業と密接な関連を有するとともに、その施策の推進を図るため、人的援助を行う必要がある団体と定められている。なお、他市の職員を派遣できる団体の状況はそれぞれ異なっているが、本市においては、法の主旨に照らし、厳格に判断を行うこととしており、議会の審議・議決を経て条例に規定されるものであるため、公正性・透明性について担保されていると考える」との答弁があり、採決の結果、議案第7号は全員異議なく原案のとおり可決することと決定いたしました。

次に、議案第8号「茂原市税条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

本案は、地方税法施行令及び地方税法施行規則の改正に伴い、所要の改正をするものであります。

審査の過程において、「公的年金からの特別徴収制度の改正は、市民にとってどのような影響があるのか」との質疑に対し、「仮徴収税額と本徴収税額との乖離が小さくなり、市民にとってわかりやすい制度となる」との答弁がありました。

また、委員より、「金融所得課税の一体化に伴う改正部分については、個人投資家など富裕層を優遇する施策であり、賛成できない」との意見がありました。

以上の審査過程を踏まえ、採決の結果、議案第8号は賛成者多数により原案のとおり可決することと決定いたしました。

次に、議案第10号「茂原市延滞金徴収条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

本案は、地方税法の一部改正により、市税の延滞金の割合が変更されることに伴い、市税以外の債務に係る延滞金の割合に関し、市税の延滞金の割合と同様になるよう所要の改正をするものであり、採決の結果、議案第10号は全員異議なく原案のとおり可決することと決定いたし

ました。

以上が、本委員会に付託されました案件の審査経過並びに結果であります。本会議におかれましても慎重審議賜りますようお願い申し上げ、報告を終わります。

○議長（腰川日出夫君） 次に、教育福祉委員会委員長 矢部義明君から報告を求めます。

（教育福祉委員会委員長 矢部義明君登壇）

○教育福祉委員会委員長（矢部義明君） 教育福祉委員会の報告を申し上げます。

本委員会は、今定例会において付託されました認定案1件を除く議案3件、陳情1件について、13日本会議終了後、委員会室において関係職員の出席を求め、慎重に審査いたしましたので、その審査の経過並びに結果について報告いたします。

初めに、議案第5号「平成25年度茂原市特別会計介護保険事業費補正予算（第1号）」について申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5155万2000円を追加し、予算の総額を58億4340万3000円にしようとするものであります。

審査の過程において、「返還金の発生理由及び今定例会へ上程した理由は」との質疑に対し、「既に受け入れ済みである平成24年度の国庫負担金等について、事業実績により額が確定したことから、その差額を返還し精算するものである。また、社会保険診療報酬支払基金に対する返還金の支払期限が9月末であることから、今定例会に上程した」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第5号は全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第11号「茂原市交通遺児及び母子家庭等奨学資金貸付基金条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

本案は、地方税法の一部改正に伴い、茂原市交通遺児及び母子家庭等奨学資金貸付基金条例第8条第5号の延滞利息について、茂原市の税以外の債権との均衡を失しないよう、茂原市延滞金徴収条例の規定に準じ所要の改正を行おうとするものであり、採決の結果、議案第11号は全員異議なく可決することと決定いたしました。

次に、議案第14号「損害賠償額の決定及び和解について」申し上げます。

本案は、平成23年5月25日に発生した交通事故に係る相手方に生じた損害賠償額を116万8110円と決定し、和解するため、地方自治法の規定に基づき議会の議決を求めるもので、委員より、「公用車を運転する機会のある部署においては、交通事故を絶対に起こさないという意識づけを職員に対して行ってほしい」との意見があり、採決の結果、議案第14号は全員異議な

く可決することと決定いたしました。

次に、陳情第3号「生活保護法を『改悪』しないよう意見書の提出を求める陳情」について申し上げます。

審査の過程において、「法律が改正されると、生活保護申請が厳格化されると聞くが、どのように変わるのか」との質疑に対し、「生活保護申請については、現在、国からの通達等に基づき運用されているが、改正法案ではその手続きを法に明記し、整備しようとするものである。なお、申請される方への対応に変更はない」との答弁がありました。

また、委員から、「生活保護受給者が就労により自立促進することは極めて重要である。就労できるまでの間、賃金の伴わないボランティア活動などを行わせ、生活のリズムや就労実績を安定させることが必要ではないかと考える」との意見がありました。

採決の結果、陳情第3号については賛成者なく不採択とすることと決定しました。

以上が、本委員会に付託されました案件の審査経過並びに結果であります。本会議におかれましても慎重審議賜りますようお願い申し上げ、報告を終わります。

○議長（腰川日出夫君） 次に、建設委員会委員長 中山和夫君から報告を求めます。

（建設委員会委員長 中山和夫君登壇）

○建設委員会委員長（中山和夫君） 建設委員会の報告を申し上げます。

本委員会は、今定例会において付託されました議案3件について、9月13日に委員会を開催し、慎重に審査いたしましたので、その審査経過並びに結果について報告をいたします。

最初に、議案第3号「平成25年度茂原市特別会計下水道事業費補正予算（第2号）」について申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ215万8000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ14億2612万7000円にしようとするものであります。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「今回の補正の内容は」との質疑に対し、「職員の給与の臨時特例に関する条例に伴う減額措置分が215万8000円、人事異動に伴う人件費の調整分が1263万8000円である。人事異動による職員数の増減はないが、職員構成の変動と育児休業によって生じたものである」との答弁がありました。

次に、「財政調整基金の現在高は」との質疑に対し、「今後の処理場施設の増設や緊急の大規模修繕などの対応に備えて基金への積み立てを行っており、平成24年度末現在で8255万円である」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第3号については全員異議なく可決することと決定いたしました。

次に、議案第12号「茂原市道路占用料条例及び茂原市準用河川占用料条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

本案は、地方税法の一部改正により、茂原市道路占用料条例第6条第2項及び茂原市準用河川占用料条例第6条第2項の延滞金の割合について、茂原市延滞金徴収条例に準じて所要の改正をしようとするものであり、採決の結果、議案第12号については全員異議なく可決することと決定いたしました。

次に、議案第13号「茂原都市計画事業土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

本案は、地方税法の一部改正により、茂原都市計画事業土地区画整理事業施行条例第21条第2項の清算金に関する延滞金について、茂原市延滞金徴収条例に準じて所要の改正をしようとするものであり、採決の結果、議案第13号については全員異議なく可決することと決定いたしました。

以上が、本委員会に付託されました案件の審査経過並びに結果であります。本会議におかれましても慎重審議賜りますようお願い申し上げ、報告を終わります。

○議長（腰川日出夫君） 次に、市民環境経済委員会委員長 金坂道人君から報告を求めます。

（市民環境経済委員会委員長 金坂道人君登壇）

○市民環境経済委員会委員長（金坂道人君） 市民環境経済委員会の報告を申し上げます。

本委員会は、去る13日の本会議において付託されました議案4件について、本会議終了後、委員会を開催し、慎重に審査をいたしましたので、その審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、議案第2号「平成25年度茂原市特別会計国民健康保険事業費補正予算（第1号）」について申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1161万4000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ109億3504万7000円にしようとするものであり、採決の結果、議案第2号については全員異議なく原案どおり可決することと決定しました。

次に、議案第4号「平成25年度茂原市特別会計農業集落排水事業費補正予算（第1号）」について申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ35万9000円を減額し、歳入歳出予算の総

額を歳入歳出それぞれ3億4860万1000円にしようとするものであります。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「人件費が減額となった理由は、職員の異動に伴うものか」との質疑に対し、「茂原市特別職及び一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例の施行に伴い、給与等の引き下げを行った結果、減額となるものである」との答弁がありました。

次に、「共済費の減額理由は何か」との質疑に対し、「給与の引き下げに伴い、共済費も、これに連動し減額となるものである」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第4号については全員異議なく原案どおり可決することと決定いたしました。

次に、議案第6号「平成25年度茂原市特別会計後期高齢者医療事業費補正予算（第1号）」について申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ260万6000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億4347万3000円にしようとするものであり、採決の結果、議案第6号については全員異議なく原案どおり可決することと決定しました。

次に、議案第9号「茂原市国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

本案は、平成25年3月30日に公布された地方税法の一部を改正する法律のうち一部のものについて、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成25年6月12日にそれぞれ公布されたことに伴い、所要の改正をしようとするものです。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「主な改正点は何か」との質疑に対し、「金融所得課税の一体化に伴い、株式等に係る譲渡所得等の課税方式が変更されたこと、特定公社債の利子等やこれまで非課税とされていた特定公社債等の譲渡益が申告分離課税の対象に追加されたこと等により、国民健康保険税の算定の基礎となる所得について所要の改正が行われるものである」との答弁がありました。

さらに、「株式等の譲渡所得については個別課税であり、その利益については、よほど多い利益が発生しないと申告しないので、ほとんど把握できないのではないか」との質疑に対し、「国保加入者で株式の譲渡所得や配当所得の申告者は452名であり、今回の改正に伴う国保税への影響額については非課税に係る部分があり把握できない」との答弁がありました。

次に、「株式等の譲渡所得については、プラスであろうが、マイナスであろうが、これに伴う申告についてはどのようになるのか」との質疑に対し、「株式等の譲渡所得については、一

般所得と一緒に申告するのではなく、分離課税となっており、特定公社債等の利子所得や譲渡所得の損益通算が認められ、損失の翌年以降3年間の損失の繰越控除も可能となっている」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第9号については全員異議なく原案どおり可決することと決定いたしました。

以上が、本委員会に付託されました案件の審査経過並びに結果であります。本会議におかれましても慎重審議賜りますようお願い申し上げ、報告を終わります。

○議長（腰川日出夫君） 以上で、各委員長の報告を終わります。

ただいまの各委員長報告に対する質疑を許します。ありませんか。

（「なし」との声あり）

なければ、質疑を終結します。

次に、討論に入ります。

反対討論の通告がありますので、これを許します。平ゆき子議員。

（9番 平ゆき子君登壇）

○9番（平ゆき子君） 日本共産党を代表しまして、反対討論を行います。

反対する案件は、議案第8号「茂原市税条例の一部を改正する条例の制定について」に反対し、その理由を述べます。また、陳情第3号「生活保護法を『改悪』しないよう意見書の提出を求める陳情」を不採択とする委員長報告に反対し、その採択を求めるものです。

まず、議案第8号、茂原市税条例の一部を改正する条例について述べます。

この税条例改正の1つは、公的年金からの特別徴収制度の見直しについてですが、納税者にとって理解しにくい仮徴収と本徴収の税額の差を解消するための制度で、特に反対するものではありません。しかし、もう一つの金融所得課税の一体化は、これまで上場株式等の譲渡損を上場株式等の配当と通算して減税できる仕組みを今回さらに公社債及び公社債投信の利子、配当も通算できるという証券投資の損益通算の範囲を拡大するものです。株式譲渡所得は富裕層の税負担を著しく引き下げる要因となっており、富裕層への優遇税制と言わざるを得ません。一方、今、安倍政権が推し進める消費税増税は所得の少ない人に重くのしかかる最悪の不公平税制であり、一層の格差拡大となります。日本共産党は、公正な税の再配分とするなら税制のあり方を所得や資産に応じて負担するという応能負担の原則に立って改革し、富裕層、大企業優遇税制を改めることが必要と提案をしています。

以上のことから、本案件に反対するものです。

次に、陳情第3号「生活保護法を『改悪』しないよう意見書の提出を求める陳情」について述べます。

廃案になったものの再提出し、成立させることを狙っている生活保護法改正案の最大の問題は、福祉事務所の窓口で生活保護の申請すら認めない水際作戦を合法化し、親族の扶養を事実上、保護の要件とするなど、生活保護を申請する権利を制限する仕組みを新設し、生存権保障という本来の制度のあり方を180度転換させる重大な内容であり、再提出をすることなど許されるものではありません。生活保護利用者が増え続けて財政負担が大変だと言われています。しかし、日本の生活保護受給率は1.6%程度、国民の1割近くが生活保護を利用しているドイツやイギリスなどに比べて非常に少なく、生活保護費の財政規模も経済協力開発機構（OECD）平均の4分の1に過ぎず、生活保護制度を利用する資格があるのに利用していない人が7割から8割もいるという膨大な受給漏れこそ、日本の生活保護制度が抱える最大の問題です。

こうした中で、国連の社会権規約委員会は、日本政府に対して、生活保護の申請手続を簡素化し、申請者が尊厳を持って扱われることを確保するための措置をとることを勧告しています。今、政府がやろうとしていることは、この国連の勧告に逆行し、申請手続きを厳格化して生活保護の権利性を弱め、生活困窮者の生活保障に関する国の役割を放棄して、親族の扶養を強いるという先進国として恥ずかしい復古的改悪と言わざるを得ません。

こうしたことから、本陳情の願意のとおり国への意見書を提出し、住民の声を反映すべきではないでしょうか。

以上で討論といたします。

○議長（腰川日出夫君） 他にありませんか。

（「なし」との声あり）

なければ討論を終結します。

これより採決に入ります。

議案第8号「茂原市税条例の一部を改正する条例の制定について」は、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

起立多数と認めます。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、他の議案については一括採決します。

議案第1号から第7号、第9号から第14号については、委員長報告のとおり可決することに

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

したがいまして、議案第1号から第7号、第9号から第14号については、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、陳情について採決します。

陳情第3号「生活保護法を『改悪』しないよう意見書の提出を求める陳情」についてであります。本件に対する委員長報告は不採択でありますので、陳情第3号について採決します。

陳情第3号について、願意のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立少数)

起立少数と認めます。

したがいまして、陳情第3号は不採択とすることと決定しました。

ここで報告します。

本日、市原健二君から今定例会に提出するため発議案の送付がありましたので、これを受理し、お手元に配付しました。

————— ☆ ————— ☆ —————

発議案第1号の上程説明並びに審議

○議長（腰川日出夫君） それでは、次に、議事日程第2「発議案第1号の上程説明並びに審議」を議題とします。

発議案第1号「地方税財源の充実確保を求める意見書案の提出について」を上程します。

発議案第1号について、提出者市原健二君から提案理由の説明を求めます。市原健二議員。

(24番 市原健二君登壇)

○24番（市原健二君） 提出者を代表いたしまして、発議案第1号について提案理由の説明を申し上げます。

発議案第1号「地方税財源の充実確保を求める意見書案の提出について」であります。本案は、平成25年5月22日開催の「第89回全国市議会議長会定期総会」においてなされました「地方税財源の充実確保に関する決議」の趣旨に基づき、基礎自治体である市が、住民サービスやまちづくりを安定的に行うためには、地方税財源の充実確保が不可欠であることから、その重要性をかんがみ、茂原市議会といたしましても、平成26年度の地方財政計画、地方交付税総額の拡大に向けて、国に要請すべく意見書を提出しようとするものです。

議員各位におかれましても慎重審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明を終わります。

○議長（腰川日出夫君） 以上で提案理由の説明を終わります。

次に、質疑に入ります。

発議案第1号について、質疑を許します。ありませんか。

（「なし」との声あり）

なければ、質疑を終結します。

ここでお諮りします。

ただいま議題となっております発議案第1号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。

したがいまして、発議案第1号は委員会付託を省略することと決定しました。

次に、討論に入ります。ありませんか。

（「なし」との声あり）

なければ、討論を終結します。

これより採決に入ります。

発議案第1号「地方税財源の充実確保を求める意見書案の提出について」は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（腰川日出夫君） 御異議ないものと認めます。

したがいまして、発議案第1号は原案のとおり可決されました。

————— ☆ ————— ☆ —————

所管事務調査のための委員派遣の件

○議長（腰川日出夫君） 次に、議事日程第3「所管事務調査のための委員派遣の件」を議題とします。

お手元に配付のとおり、教育福祉委員会、市民環境経済委員会の各委員長から、会議規則第106条の規定により、閉会中の所管事務調査のため委員を派遣したい旨の要求書が提出されました。

お諮りします。

各委員長からの要求について、承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(腰川日出夫君) 御異議ないものと認めます。

したがいまして、承認することと決定しました。

以上で、今定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

お諮りします。

会議録の調製にあたり、字句、数字、その他整理を要するものについては議長に一任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(腰川日出夫君) 御異議ないものと認めます。

したがいまして、そのように決定しました。

————— ☆ ————— ☆ —————

○本日の会議要綱

1. 議案並びに陳情の総括審議
2. 発議案第1号の上程説明並びに審議
3. 所管事務調査のための委員派遣の件

○出席議員

議長 腰川日出夫君

副議長 鈴木敏文君

1番	飯尾 暁君	2番	小久保 ともこ君
3番	田畑 毅君	4番	山田 広宣君
5番	道脇 敏明君	6番	佐藤 栄作君
7番	前田 正志君	8番	矢部 義明君
9番	平 ゆき子君	10番	金坂 道人君
11番	中山 和夫君	12番	山田 きよし君
13番	細谷 菜穂子君	14番	森川 雅之君
16番	ますだ よしお君	18番	伊藤 すずむ君
19番	深山 和夫君	20番	三橋 弘明君
21番	初谷 智津枝君	22番	竹本 正明君
23番	常泉 健一君	24番	市原 健二君

☆

☆

○欠席議員

なし

☆

☆

○出席説明員

市 長	田 中 豊 彦 君	副 市 長	長谷川 正 君
教 育 長	古 谷 一 雄 君	総 務 部 長	麻 生 英 樹 君
企 画 財 政 部 長	三 浦 幸 二 君	市 民 部 長	森 川 浩 一 君
福 祉 部 長	岡 澤 弘 道 君	経 済 環 境 部 長	豊 田 正 斗 君
都 市 建 設 部 長	鳩 川 文 夫 君	教 育 部 長	鈴 木 健 一 君
総 務 部 次 長 (総務課長事務取扱)	十 枝 秀 文 君	企 画 財 政 部 次 長 (財政課長事務取扱)	酒 井 宗 一 君
市 民 部 次 長 (市民課長事務取扱)	野 島 宏 君	福 祉 部 次 長 (社会福祉課長事務取扱)	矢 澤 邦 公 君
経 済 環 境 部 次 長 (環境保全課長事務取扱)	安 田 勝 彦 君	都 市 建 設 部 次 長 (土木建設課長事務取扱)	小 高 隆 君
都 市 建 設 部 次 長 (都市計画課長事務取扱)	佐久間 静 夫 君	教 育 部 次 長 (教育総務課長事務取扱)	中 山 邦 彦 君
職 員 課 長	三 橋 勝 美 君	企 画 政 策 課 長	鶴 岡 一 宏 君

☆

☆

○出席事務局職員

事 務 局 長	相 澤 佐
主 幹	岡 本 弘 明
庶 務 係 長	佐久間 尉 介

○議長（腰川日出夫君） これをもちまして、平成25年茂原市議会第3回定例会を閉会します。
長期間にわたる審議、まことに御苦労さまでした。ありがとうございました。

午後1時48分 閉会

————— ☆ ————— ☆ —————

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成25年11月6日

茂原市議会議長 腰 川 日 出 夫

茂原市議会副議長 鈴 木 敏 文

茂原市議会議員 平 ゆ き 子

茂原市議会議員 金 坂 道 人